

# ソーネホール利用規約

## 第1条（利用申込）

- 1 当ホールの利用にあたっては、当ホールの利用会員となる必要があります。
- 2 利用当日の3か月前から申込みが可能となります。ただし、特別の事情があるときには、それ以前でも相談に応じます。

## 第2条（利用可能日時等）

利用可能日時、利用できる部屋、利用料金は、ソーネホール利用案内に記載します。

## 第3条（利用申込方法等）

- 1 ソーネおおぞね事務局にメール、FAX 又は直接持参して、ソーネホール利用申込書を提出してください。
- 2 電話又は直接来訪していただいて仮予約はできますが、ソーネホール申込書をご提出いただいた時点で正式な利用申込みとして受け付けます。ただし、同申込書が仮予約日から1週間以内に提出されない場合、仮予約は無効となります。
- 3 問題がなければ、お申込みから約1週間以内に承認通知をします。
- 4 前条の承認通知到達後の取り消しについては、キャンセル料が発生する場合があります。

## 第4条（利用の優先順位）

- 1 同じ日時・部屋の利用申込みが重複した場合、受付日時が早い方の申込みを優先します。
- 2 ソーネホールとして優先的に利用が承認されている日時・部屋は使用できません。

## 第5条(利用の制限・取消し)

- 1 次のような場合は、利用が認められないことがあります。
  - (1) 営業活動や、専ら営利を目的とするもの
  - (2) 特定の宗教、宣伝を目的とするもの
  - (3) 大きな音を出して、大曽根住宅及びソーネおおぞねに迷惑をかけると思われるもの
  - (4) その他、ソーネホール事務局において管理上問題があると判断したもの

2 次のような場合には、利用を取り消す場合があります。

- (1) 申込内容と実際の内容が大きく異なっている場合
- (2) 事務局の指示に従わない場合
- (3) ソーネおおぞね側の事情でソーネホールが使用できなくなった場合

#### 第6条 (利用者の管理・保全責任)

- 1 利用者は、利用終了後すみやかに片付け、清掃を行い元の状態に戻してください。
- 2 利用時に発生したゴミ等はお持ち帰りください。ただし、資源となるもの(紙類・段ボール・空き缶・ペットボトルなど)は引き取らせていただきます。
- 3 利用の際に、設備・備品等を破損した場合は、利用者の責任で弁償していただきます。

#### 第7条 (会場内への飲食物の持込み・利用)

- 1 会場内への飲食物の持込みは原則禁止とします。ただし、お茶・茶菓子程度の持込みは可とします。
- 2 前項ただし書以外の飲食をホール内で行う場合には、ソーネカフェからの出前を注文してください。

#### 第8条 (利用の細則)

本規約に定めのない事項は、別途定めます。

#### 第9条 (規約の変更)

本規約を変更した場合には、事務局は速やか変更の趣旨及び内容を会員に通知するものとします。

#### 第10条 (規約の発行)

本規約は、2018年6月20日をもって発効します。

#### 附則

本規約は、2018年12月20日をもって発効します。

以上